

第2章 過去の海外の交通安全に関する調査の検証及び それらを踏まえた調査方針の検討

2-1 過去の海外の交通安全に関する調査の検証

2-1-1 内閣府が実施した海外における交通安全対策に関する調査

内閣府が実施した海外における交通安全対策に関する調査として、「海外における交通安全対策に関する調査」(以下、「2017年度調査」という。)と「平成30年度 海外における交通安全対策に関する調査」(以下、「2018年度調査」という。)がある。

2017年度調査では、2015年の人口10万人当たり交通事故死者数が日本より少ない上位の諸外国を中心に、諸外国の人口・経済や交通システムを整理して日本と特徴が類似する諸外国を明らかにするとともに、日本の交通安全の課題について効果的な交通安全対策があったと考えられる諸外国を抽出し、文献調査からこれらの諸外国における交通安全対策の73件の事例の概要を整理している。また、2017年度調査は交通安全対策の事例を詳細に把握する諸外国としてイギリスとオランダの他、2015年の人口10万人当たり交通事故死者数が日本より少ない上位の諸外国が多い欧州連合(European Union: EU)関連機関を取り上げて、現地調査を実施して12件の事例を取りまとめている。

2018年度調査では、2017年の人口10万人当たり交通事故死者数が日本より少ない上位の諸外国を中心に、諸外国の人口・経済や交通システムを整理して日本と特徴が類似する諸外国を明らかにするとともに、各国の交通安全に係る計画の概要(目標・目標に対する評価・重点分野・施策等)を整理した上でドイツにおける現地調査を踏まえ、国・地方政府及び民間団体等の役割分担や展開する取組を整理している。

2-1-2 日本の関連省庁及び関連団体等において過去10年以内に実施された海外の交通安全に関する調査

日本の関連省庁及び関連団体等において過去10年以内に実施された海外の交通安全に関する調査として、本調査のテーマを踏まえ、海外の交通安全に関する調査であること、高齢者の交通安全対策に関する調査であること、日本の交通安全対策に取り入れるべき事項及び取り入れる際のメリット・デメリット及び留意すべき事項を整理・分析する上で参考となる調査であることの3つの観点をもとに、以下の3つの調査を取り上げ、本調査のテーマとの関連において、内容を検証した。

1つ目に、「欧米諸国における交通安全に関する計画・制度把握調査」(社団法人日本道路協会/2013年3月)は、ドイツ、イギリス、フランス、アメリカ、ノルウェーの5カ国を対象に、各国の交通事故の状況の整理、交通安全対策の体系(組織・体制、計画、予算等)と具体的な交通安全施策について整理をしている。

2つ目に、「平成28年度諸外国における交通安全対策の調査研究」(警察庁/2017年3月)は、単位人口当たりの交通事故死者数が日本よりも少なく、かつ、日本と経済・交通事情が類似する国としてイギリス、スペイン・デンマーク・オランダ・ドイツ・スイスを対象に、各国の交通安全の体系や具体的

な交通安全施策等を調査している。

3 つ目に、「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究」(警察庁/2019年3月)は、「運転リスクが特に高い者に対する実車試験の導入の可否」、「高齢運転者の運転能力に応じた限定条件付免許の導入の可否」の2点について、高齢運転者による交通事故の分析、高齢者講習における実車指導時の運転行動に関する調査、海外の制度調査等を実施し、検討している。

2-2 調査方針の検討

上記に示した内閣府、日本の関連省庁及び関連団体等が過去に実施した海外の交通安全に関する調査は、「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究」を除き、いずれも各国の交通安全対策の体系や交通安全施策全般を整理したものである。また、「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究」は、高齢者に関する調査であるが、「運転リスクが特に高い者に対する実車試験の導入の可否」、「高齢運転者の運転能力に応じた限定条件付免許の導入の可否」を中心とした調査である。

そのため、本調査では高齢者の交通安全施策について、とりわけ高齢運転者による交通死亡事故が相次いで発生し、社会的な問題となっていることを踏まえ、高齢者の安全運転に向けた自動車の先端技術の活用や自動車以外の移動手段の利用に関して、国内の高齢者に対する意識調査や海外の高齢者に対する交通安全施策を中心としてより詳細な調査を実施することとした。